令和８年（フ）第６７号
北海道北見市春光町７丁目６番14号
債務者　新沼　陽大
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和８年（フ）第７３号
北海道北見市北光280番地７　こもれびの里
債務者　清水　勝子
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和８年（フ）第２７号
北海道標津郡中標津町東22条南５丁目13番地９　ＦＰハイツＣ
債務者　佐藤　　辰
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
釧路地方裁判所根室支部

令和８年（フ）第４８号
岩手県九戸郡九戸村大字長興寺第３地割57番地１　長興寺団地７号
債務者　銚子奈摘美
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

令和８年（フ）第１１７号
茨城県北茨城市関南町里根川12番地６
債務者　鈴木　照代
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第１１３号
群馬県伊勢崎市宮子町1439番地１　エトワールＡ104、旧住所群馬県前橋市駒形町935番地１　エトワール　Ａ－203号
債務者　新井　　舞
1　決定年月日時　令和８年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２８６号
群馬県前橋市鶴光路町415番地２　メゾンサンモール　202号
債務者　池田　修平
1　決定年月日時　令和８年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１７２号
群馬県太田市新野町938番地１　グランドホームＮＩＩＮＯＴＹＯＵ１、前住所群馬県太田市台之郷町848番地５
債務者　松村のりえ
1　決定年月日時　令和８年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１５２８号
埼玉県朝霞市本町１丁目33番57号　仙栽コーポ102
債務者　武藤亜紀乃
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５４６号
埼玉県川口市大字安行領根岸205番地の１　セ・レーブルⅠ　303号
債務者　瀬下　好美
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６０５号
さいたま市岩槻区大字表慈恩寺1332番地20　レストハイツ柳沢201
債務者　矢野　恒久
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３３７号
埼玉県越谷市千間台西３丁目２番地　パークタウン15―102
債務者　竹内　博史
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５６３号
埼玉県所沢市泉町904番地の１　２―105
債務者　日向寺　操
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５９５号
埼玉県坂戸市東坂戸二丁目12番1102号
債務者　荒井富貴恵
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６１３号
埼玉県所沢市大字北秋津703番地の２　ファミールハイツ２―207
債務者　山野　　渉
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６３７号
埼玉県ふじみ野市上福岡５丁目５番３号　エステートＭ202
債務者　柳澤　愛友
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６５６号
埼玉県飯能市大字川寺218番地４
債務者　神宮　彩子
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部